

高知県外国人漁業研修事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">高知県外国人漁業研修事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第4条 [略]</p> <p>第5条 (1)～(6) [略] (7) 補助事業により取得した財産については、<u>減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)</u>に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を得なければならないこと。 (8)～(9) [略]</p> <p>第10条 補助事業者は、補助事業を完了した場合は、別記第6号様式による実績報告書を補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、補助事業の完了の翌年度の4月15日までに提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により<u>交付の申請</u>をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により<u>交付の申請</u>をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第7号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。</p> <p>附則</p>	<p style="text-align: center;">高知県外国人漁業研修事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第4条 [略]</p> <p>第5条 (1)～(6) [略] (7) 補助事業により取得した財産については、「<u>減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)</u>」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を得なければならないこと。 (8)～(9) [略]</p> <p>第10条 補助事業者は、補助事業を完了した場合は、別記第6号様式による実績報告書を補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、補助事業の完了の翌年度の4月15日までに提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により<u>交付申請</u>した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により<u>交付申請</u>した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第7号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。</p> <p>附則</p>

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 5 条第 1 号、第 3 号及び第 6 号から第 9 号まで、第 7 条、第 10 条第 3 項、第 11 条並びに第 12 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成 19 年 5 月 22 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用するものとする。

附則

この要綱は、平成 24 年 3 月 2 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 3 月 19 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 6 月 26 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 5 条第 1 号、第 3 号及び第 6 号から第 9 号まで、第 7 条、第 10 条第 3 項、第 11 条並びに第 12 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成 19 年 5 月 22 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用するものとする。

附則

この要綱は、平成 24 年 3 月 2 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 3 月 19 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 6 月 26 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

【追加】

別表第1（第3条関係）

高知県外国人漁業研修事業費補助金交付基準

補助対象事業名	補助対象経費	補助率
漁業実習事業	(1) 技能実習生対象漁業(※1)の非実務研修(※2)に係る経費	4分の1以内 (ただし、外国人漁業研修事業を初めて利用する漁業者が受け入れる外国人漁業実習生に係る経費は、 <u>2分の1以内</u>)
	(2) (1)に伴う施設運営管理費	
	(3) 新型コロナウイルス感染症対策経費 ① 授業、宿泊、バス移動の少人数化及びリモート授業の実施等に係る掛かり増し経費 ② マスク、消毒液、手指消毒器、手洗い洗剤、非接触型体温計、フェイスシールド、アクリル板等の物品購入経費 ③ <u>代替宿泊施設の利用に係る掛かり増し経費(ただし、1名1泊当たり7,300円を補助対象の上限とする。)</u>	<u>2分の1以内</u>

(※1) 技能実習制度対象漁業とは、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省・厚生労働省令第3号) 別表第1の2漁業関係」の表に掲げる職種・作業のことをいう。

(※2) 非実務研修とは、漁業分野の外国人技能実習生が技能実習を円滑に実施できるようにするために、高知県外国人漁業研修センターが行う日本の生活習慣・文化の学習や市

別表第1（第3条関係）

高知県外国人漁業研修事業費補助金交付基準

補助対象事業名	補助対象経費	補助率
漁業実習事業	(1) 技能実習生対象漁業(※1)の非実務研修(※2)に係る経費	4分の1以内 (ただし、外国人漁業研修事業を初めて利用する漁業者が受け入れる外国人漁業実習生に係る経費は2分の1以内)
	(2) (1)に伴う施設運営管理費	
	(3) 新型コロナウイルス感染症対策経費 ① 授業、宿泊、バス移動の少人数化及びリモート授業の実施等に係る掛かり増し経費 ② マスク、消毒液、手指消毒器、手洗い洗剤、非接触型体温計、フェイスシールド、アクリル板等の物品購入経費	2分の1以内

(※1) 技能実習制度対象漁業とは、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年法務省・厚生労働省令第3号) 別表第二の二漁業関係」の表に掲げる職種・作業のことをいう。

(※2) 非実務研修とは、漁業分野の外国人技能実習生が技能実習を円滑に実施できるようにするために、高知県外国人漁業研修センターが行う日本の生活習慣・文化の学習や市

民交流等の研修のことをいう。

民交流等の研修のことをいう。